

No. **平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	世帯主の氏名	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの続柄	あなたの生年月日	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	配偶者の有無	有・無	提出している場合には、○印を付けてください。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭24.1.1以前生) 特定扶養親族 (平8.1.2生~平12.1.1生)	平成30年中の所得の見積額		住所又は居所	異動月日及び事由 〔平成30年中に異動があった場合に記載してください。(以下同じ。)]		
		あなたとの続柄	生年月日		非居住者である親族	生計を一にする事実				
A 源泉控除対象配偶者 (注1)						円				
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平15.1.1以前生)	1			同居老親等 その他		円				
				特定扶養親族						
	2			同居老親等 その他		円				
				特定扶養親族						
	3			同居老親等 その他		円				
				特定扶養親族						
	4			同居老親等 その他		円				
				特定扶養親族						
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦 特別の寡婦 寡夫 勤労学生	左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由	
		一般の障害者				()人				
		特別障害者				()人				
		同居特別障害者				()人				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。										
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由		
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所			

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族 (平15.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	1				平 . .			円
2				平 . .			円	
3				平 . .			円	

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請書類について、その様式と記入例等を示したものです。一部、英語は暫定の翻訳です。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書類ではありませんので、実際に手続きを行う際には管轄省庁の公式ウェブサイト等からダウンロードし、最新の書類を入手してください。また、ご不明な点は専門家にご相談ください。

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料または本資料に記載されたリンク先の外部サイトが提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本資料に関する管轄省庁：国税庁

URL：https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h30_01.pdf